

○仙北市児童生徒大会等出場激励金交付要綱

令和6年3月25日教育委員会告示第7号

仙北市児童生徒大会等出場激励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の児童生徒の文化活動及び体育活動の振興を図るため、文化大会又は体育大会に出場する個人および団体に対し、仙北市児童生徒大会等出場激励金（以下「激励金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(交付対象大会)

第2条 激励金の交付の対象となる大会は、次の各号のいずれかに該当する大会とする。

- (1) 予選大会又は競技団体の推薦を経た東北規模の文化大会又は体育大会
- (2) 予選大会又は競技団体の推薦を経た全国規模の文化大会又は体育大会
- (3) 予選大会又は競技団体の推薦を経た国際規模の文化大会又は体育大会

(交付対象者)

第3条 激励金の交付の対象となる者は、仙北市に住所を有する児童生徒若しくは仙北市内小中学校（特別支援学校の初等部及び中等部を含む。）に在学する児童生徒で次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 第2条に掲げる大会に団体又は個人として出場する児童生徒で大会の要項に基づき登録された者
- (2) 前号に掲げる者の支援等を行うために大会に同行する児童生徒で大会の要項に基づき登録された者

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、激励金を交付しない。

- (1) 仙北市立小中学校における児童、生徒派遣費補助金の補助対象となる大会に出場するとき。
- (2) 仙北市スポーツ少年団大会派遣費補助金の補助対象となる大会に出場するとき。
- (3) 大会出場に当たり、本市の他の制度により補助金等の交付を受け、又は受ける予定があるとき。
- (4) 政治団体、宗教団体又はこれに準ずる団体が主催する大会に出場するとき。
- (5) 美術展、写真展、書道展等、開催地に赴く必要がなく出展するとき。ただし、受賞の際に開催地に赴く場合は、この限りではない。

(激励金の額)

第5条 激励金の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 第2条第1号に掲げる大会に出場する者 5,000円
 - (2) 第2条第2号に掲げる大会に出場する者 10,000円
 - (3) 第2条第3号に掲げる大会に出場する者 10,000円
- (交付回数 of 限度)

第6条 同一団体及び個人に対する同一競技における激励金の交付は、同一年度において東北規模、全国規模及び国際大会それぞれ1回を限度とする。

(交付申請)

第7条 激励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大会の開催日の前日までに仙北市児童生徒大会等出場激励金交付申請書（様式第1号）（以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 大会への出場を決定した予選大会等の要項の写し
- (2) 大会への出場を決定した予選大会等の結果の写し
- (3) 出場する大会の開催要項等の写し
- (4) 出場する大会の参加者名が記載された申込書の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 前項の申請は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大会に出場する児童生徒の保護者又は保護者の代表者
- (2) 大会に出場する児童生徒が所属する団体の代表者
- (3) 大会に出場する児童生徒の指導等を目的として大会に同行する者

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定より激励金の交付申請があったときは、その内容を審査し、激励金の交付を決定したときは、仙北市児童生徒大会等出場激励金交付決定通知書（様式第2号）（以下「決定通知書」という。）により、申請者に通知し、激励金を交付するものとする。

(出場報告)

第9条 前条の規定により激励金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、大会終了後14日以内に、仙北市児童生徒大会等出場激励金実績報告書（様式第3号）（以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 出場した大会の成績を証明する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(変更申請)

第10条 申請者は、申請した内容に変更が生じた場合、仙北市児童生徒大会等出場激励金変更申請書(様式第4号)(以下「変更申請書」という)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 出場する大会の変更後の参加者名が記載された申込書の写し

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(変更決定の通知)

第11条 市長は、前条による変更申請書の提出があったときは、内容を審査し、速やかに仙北市児童生徒大会等出場激励金交付決定変更通知書(様式第5号)(以下「変更通知書」という。)により通知しなければならない。

(交付決定の取り消し)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、激励金の交付決定を取り消すものとする。

(1) 大会が中止になったとき。

(2) 大会に参加しなかったとき。

(3) 大会出場において不正その他不適切な行為をしたとき。

(4) 提出した書類の記載事項が虚偽であると認められるとき。

(5) 実績報告書を提出しないとき。

(激励金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消す場合は、仙北市児童生徒大会等出場激励金交付決定取消通知書(様式第6号)(以下「取消通知書」という。)により交付決定者に通知するものとし、既に激励金を交付しているときは、期限を定めて当該激励金の返還を求めるものとする。

(その他)

第14条 この要綱により難い場合は、その都度市長がこれを定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。